

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2024年6月ドライラン版



Partners General LLC

有限責任パートナーズ総合監査法人

CONTENTS

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

01 監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ	P 3
02 事務所概要	P 4
03 社員紹介	P 5

II. 経営管理の状況等

01 品質管理基盤	P 7
02 組織・ガバナンス基盤	P 12
03 人的基盤	P 14
04 I T基盤	P 17
05 財務基盤	P 18
06 国際対応基盤	P 18

別紙. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況	P 19
-------------------------	------

※本報告書は公認会計士法施行規則第95条及び第96条の適用前に作成されたドライラン版であり、2023年7月～2024年6月を対象期間として作成しておりますが、一部公表日現在の内容を含んでおります。



I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

01 監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ



公認会計士法及び金融商品取引法の一部の改正、日本証券取引所の市場構造の見直し、さらに想像を超える円安が続くアフターコロナにおいて、監査業界を取り巻く環境は過去にない変化が生じています。

市場構造の見直しにより、プライム市場とグロース市場の一部は大手及び準大手の監査法人が、スタンダード市場とグロース市場の多くは準大手及び中小の監査法人が、それぞれ会計監査の担い手として収斂していくように思われます。それを表すように、上場会社の公認会計士等の異動の件数が増加しています。

私ども、有限責任パートナーズ総合監査法人は、今後の大きな成長が期待されるスタンダード市場やグロース市場に上場する企業及びIPOを志望する企業に対する会計監査を中心として業務提供しています。

「監査を通じて経済社会の持続的成長に貢献する」という経営理念に示すとおり、中堅やスタートアップというステータスの企業が、正しい監査を通じて投資家と対話出来るように成長し、いずれ、業界を代表するような企業に成長していくこと、これが我々の希望であり、これを支えるのが我々の担うべき使命と考えています。

そのために、資本市場におけるステークホルダーの要求を満たす高品質な監査が出来る態勢を構築し、実現して参ります。そのうえで、丁寧かつ迅速なコミュニケーションを継続することが不可欠であると考えています。

有限責任パートナーズ総合監査法人は、ステークホルダーからの信頼を第一に、目立つ必要はありませんが、いてくれないと困る存在、正しい監査を続けることで感謝される存在となるよう努めて参ります。

最高経営責任者
公認会計士 高橋 篤史

02 事務所概要

監査法人名：有限責任パートナーズ総合監査法人
 英文名：Partners General LLC
 設立：2013年11月
 最高経営責任者：高橋 篤史
 品質管理責任者：宮城 翔平
 監査事業部長：鈴木 努
 社員：11名（内、代表社員4名）
 所在地：東京都中央区日本橋3丁目8-4
 日本橋さくら通りビル4階
 ホームページ：<https://partners-sg.jp/>



沿革：

- 2013年11月 パートナーズSG監査法人を設立。パートナーズ・コンサルティング・グループに所属する監査法人として、主に会社法監査や学校法人監査等、非上場会社に対する監査業務を提供。
- 2020年8月 現行のマネジメント体制に移行し、上場会社や上場準備会社への監査業務の提供を準備。
- 2021年1月 準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）に登録
- 2022年9月 上場会社監査事務所名簿に登録
- 2022年12月 有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任パートナーズ総合監査法人（英文名称はPartners General LLC）」に変更
- 2024年5月 上場会社等監査人名簿に登録

監査クライアント数

種別	被監査会社等の数
金商法・会社法監査（上場会社）	6社
会社法監査	7社
その他の法定監査	2社
その他の任意監査（主に上場準備会社）	12社
合計	27社

(2024年6月30日時点)

非監査クライアント数

種別	会社数
監査受嘱前の引継・予備/期首残高調査	18社
非監査業務	10社
合計	28社

(2024年6月期)



最高経営責任者
公認会計士 高橋 篤史

公認会計士登録年月：2004年4月
2000年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
国内監査部署に所属後、トータルサービス1部(TS1)に異動し、法定監査業務及びIPO業務に従事
2014年 有限責任監査法人トーマツ パートナー就任
6年間で10社のIPO達成に関与
2020年 パートナースG監査法人(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所
代表社員就任(現任)



品質管理責任者
公認会計士 宮城 翔平

公認会計士登録年月：2013年12月
2010年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2020年 パートナースG監査法人
(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所 社員就任
品質管理責任者 就任(現任)
2021年 同代表社員就任(現任)



監査事業部長
公認会計士 鈴木 努

公認会計士登録年月：1997年4月
1993年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2009年 有限責任監査法人トーマツ パートナー就任
2021年 パートナースG監査法人
(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所
代表社員就任(現任)
2022年 監査事業部長就任(現任)



公認会計士・公認内部監査人(CIA) 志津 直樹

公認会計士登録年月：2012年10月
2008年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2017年 パートナースG監査法人
(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所
2018年 同社員に就任
2022年 同代表社員に就任(現任)



公認会計士 沖田 宗矩

公認会計士登録年月：2012年9月
2007年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2021年 パートナースG監査法人
(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所
社員就任(現任)



管理担当社員
公認会計士 西田 良平

公認会計士登録年月：2009年2月
2004年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2021年 パートナースG監査法人
(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所
社員就任(現任)
管理担当社員 就任(現任)



情報システム担当社員
公認会計士・公認情報システム監査人(CISA) 竹内 勝利

公認会計士登録年月：2009年7月
2004年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2022年 パートナースG監査法人
(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所
社員就任(現任)
情報システム担当社員 就任(現任)



公認会計士 山口 純平

公認会計士登録年月：2015年8月
2012年 有限責任監査法人トーマツ入所
2022年 パートナースG監査法人
(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所
社員就任(現任)



研修担当社員
公認会計士 藤原 夏代

会計士登録年月：2004年4月
2000年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2022年 パートナースG監査法人
(現 有限責任パートナーズ総合監査法人) 入所
社員就任(現任)
研修担当社員就任(現任)



公認会計士・公認不正検査士(CFE) 有田 明彦

公認会計士登録年月：2006年5月
2002年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2023年 有限責任パートナーズ総合監査法人入所 社員就任(現任)



公認会計士 竹内 浩司

公認会計士登録年月：2002年6月
2001年 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2024年 有限責任パートナーズ総合監査法人入所 社員就任(現任)

II. 経営管理の状況等

II 経営管理の状況等

01 品質管理基盤

① 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等

当監査法人は、最高経営責任者が、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負うことを明示しており、最高経営責任者は、全専門要員を対象とした年に2回のタウンホールミーティングや、定期的なトップメッセージの配信等を通じて、自身や法人の構成員の役割を伝達し、監査法人全体として、公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け邁進しております。

具体的な品質管理の体制については、品質管理責任者が、品質管理システムに関する最高責任、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負うことを明示しており、品質管理責任者は、独立性やその他法令等及び職業倫理を遵守するための規程、業務執行社員による適切な指示、監督及び査閲、適切な審査等の実施が行われるための規程や監査ガイドの整備及び運用を通じて、監査品質を維持向上するための体制の構築に務めております。

また、当監査法人では、人事管理・評価等について、職業的懐疑心の適正な発揮や、職業的専門家としての能力の保持・発揮を含む監査の品質管理に関する事項を最重要項目とすることで、監査品質を維持向上するための動機付けを行っております。

契約の新規の締結や更新に際しては、チーム組成の可否の確認を受嘱のための要件としており、また、毎月の経営会議において稼働状況のモニタリングを行う等して、適切なコントロールに務めております。

監査品質を維持向上するための取り組みや、監査法人のガバナンス・コードの適用状況については、年次でその有効性を評価することとしており、継続的な取り組みに務めて参ります。

② 上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

当監査法人においては、品質管理責任者（業務の品質の管理に主として従事する公認会計士）が中心となって、上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制の整備及び運用を行っております。

品質管理責任者の要件には、上場会社の十分な監査実務経験及び監査事務所としての品質管理活動の経験を有していること、並びに当監査法人の品質管理活動へ十分な関与が見込めることを定めております。

また、品質管理責任者は年間の品質管理計画を策定し、経営会議はこれを承認しております。月次の経営会議においては、品質管理責任者による、品質管理活動の報告が行われており、上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制を組織的に構築しております。

③ 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

当監査法人では、独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」等において定めております。倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」を用いた、定期的な独立性に対する阻害要因の調査、その状況や関係の識別及び評価を行うほか、担当者の長期関与、報酬依存度の算定に関する具体的な事項等を定め運用しております。

④ 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人では、契約の新規の締結及び更新のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」等に定め、契約締結の適否を判断しています。監査契約の新規の締結については経営会議における承認を要するものとし、監査契約の更新については、被監査会社の属性に応じた承認権限を設定しております。なお、上場会社に関する監査契約の更新については、経営会議における承認を要するものとしております。

⑤ 専門的な見解の問合せ

当監査法人では、「監査の品質管理規程」等において、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること、問い合わせが必須となる事項や、その方針及び手続について定め、運用しております。問い合わせ先は、当監査法人内において、過去の経験より各種専門的な知見が高いと認められるメンバーを選出し、経営会議において承認されたチームによって対応を行っております。

⑥ 監査上の判断の相違の解決

当監査法人では、「監査の品質管理規程」等において、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じる場合、監査責任者又は品質管理責任者は、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取る必要があり、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならない旨等を定めております。

⑦ 監査業務に係る審査

当監査法人では、基本規程や「監査の品質管理規程」等において、一部の例外を除き全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行う旨を定めております。また、審査様式を規定し、審査の割当や時期に関する規定を定め、運用しております。なお、上場会社の監査業務においては、監査計画について複数回の審査を経ることとしており、監査業務の段階的な管理を行っております。

⑧ 監査ファイルの最終的な整理

当監査法人では、「監査の品質管理規程」等において、監査調書は原則として電子監査調書システムを用いて作成する必要があること、紙面によって作成した監査調書がある場合には、監査ファイルの最終的な整理後に速やかに外部倉庫に移管し、監査チームのアクセスを禁止すること、電子監査調書システムを用いて作成された監査調書については、監査ファイルの最終的な整理後に品質管理のみがアクセス可能な社内サーバー内に保管を行い、監査チームのアクセスを禁止すること等を規定し、運用しております。

⑨ 通報制度

当監査法人では、監査業務の品質向上とコンプライアンスの強化・徹底を目的として、法人内外からの情報窓口として監査ホットラインをホームページ上に設置しております。また、通報者が不当な取り扱いを受けないよう通報制度を運用する旨を定めております。

⑩ 開放的な組織文化・風土の醸成

当監査法人では、年に2回開催しているタウンホールミーティングにおける質疑応答や、その後のアンケート及び個別面談等を通じて、会計監査を巡る課題等の共有について、積極的に議論を行うための組織文化・風土の醸成に取り組んでおります。また、当監査法人は小規模であることより、社員、職員の分け隔てなく、日頃より法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っております。

⑪ その他の取り組み

当監査法人では、IPO&マーケットリサーチ室を設置し、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析を適宜実施しております。また、全ての上場会社である被監査会社のCF0及び監査役等に対し、年次で監査品質向上のためのフィードバック調査を実施しており、被監査会社との間では適宜、率直かつ深度ある意見交換を実施しております。なお、株主、その他の資本市場の参加者等との意見交換としては、証券取引所や証券会社等と適宜コミュニケーションを行っておりますが、今後は本報告書を用いた意見交換や、対外的なトップメッセージの発信等を通じて、深度あるコミュニケーションの実施を検討しております。

意見交換等を通じて得られた有益な情報がある場合や、その他、監査法人のガバナンス・コードの適用状況の評価の結果等については、適宜、組織的な運営の改善に向けて活用することとしております。

※2024年6月末日において、監査品質向上のためのフィードバック調査については、トライアルで実施しており、2024年7月以降、随時全上場会社である被監査会社に対して実施を進めております。

なお、監査品質の維持向上のための適時適切な研修の提供体制については、03 人的基盤 ③ 研修に対する方針、体制、実績 をご参照ください。



品質管理基盤に関するAQI (算定期間：2023年7月1日～2024年6月30日)

監査事務所の人員構成

() 内の+、△は、対前年度増減を表しています。

職位	常勤	非常勤
社員	11名 (16%) (+1名)	—
公認会計士	10名 (14%) (+6名、△4名)	24名 (35%) (+10名、△7名)
その他の監査実施者	14名 (20%) (+3名、△7名)	7名 (10%) (+9名、△9名)
その他の事務職員等	1名 (1%) (+1名、△1名)	2名 (3%) (+1名)
合計	36名	33名

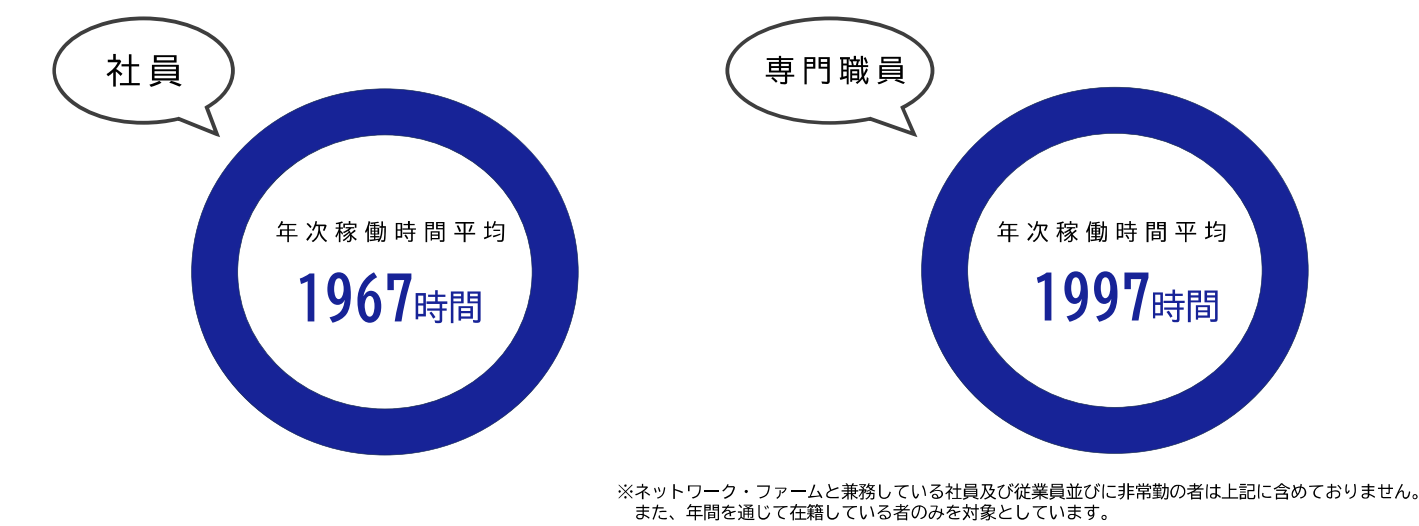
※2024年6月30日付で退職した者については、人数に含めておりません。
また、専門要員以外のネットワーク・ファームの従業員（事務職員等）で、当監査法人の業務に従事する者は上記に含めておりません。
なお、当監査法人においては、社員以外の者について、フルタイムの勤務形態を常勤、その他の勤務形態（業務委託、パート・アルバイトを含む。）を非常勤と定義しております。

品質管理業務に従事する人員数

品質管理責任者 (社員)	1名	審査担当者	9名
研修担当社員	1名	事務職員等	2名

※各社員は監査業務との兼務を行っております。また、事務職員等には非常勤の者を含んでおります。
(2024年6月末時点)

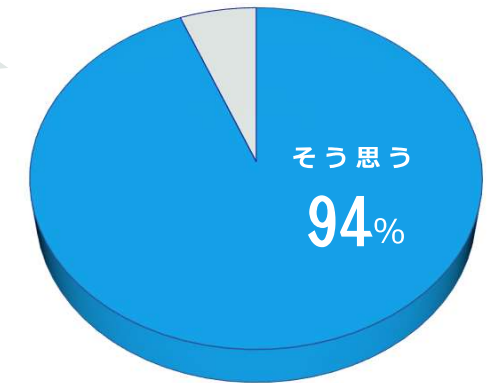
専門要員の作業負荷の状況



監査事務所内の

監査品質に関する意識調査 (2024年4月のタウンホールミーティング後に実施したアンケート調査)

当法人は、監査業務の品質の向上や職業倫理を遵守することについて、しっかりと取り組んでいると思いますか？



独立性に関する検査

年次検査回答率 >>> 100%
(2024年6月末日基準)

入社時検査回答率 >>> 100%

違反件数 >>> 0件

JICPAの品質管理レビュー

品質管理レビュー報告書の交付年月
2022年9月

実施結果
重要な不備事項のない実施結果

※品質管理レビューは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況を日本公認会計士協会（JICPA）がレビューする制度です。

監査事務所における
定期的な検証

対象社数
3社

3社を対象に定期的な検証を実施しております。
検証の結果、職業的専門家としての基準及び適用される法令等が遵守されていない事項、品質管理のシステムが適切に整備・運用されていないと認められる事項、発行された監査報告書が適切でない可能性のある事項は検出されていません。

品質管理システムの
重要な不備等の報告

0件

専門的な見解の
問い合わせの利用

4 件

監査報告書の再発行及び
財務諸表の修正再表示

0 件

業務執行社員1人当たりの
担当被監査会社数

5 社

インサイダーや個人情報保護等の
コンプライアンス確約書提出率

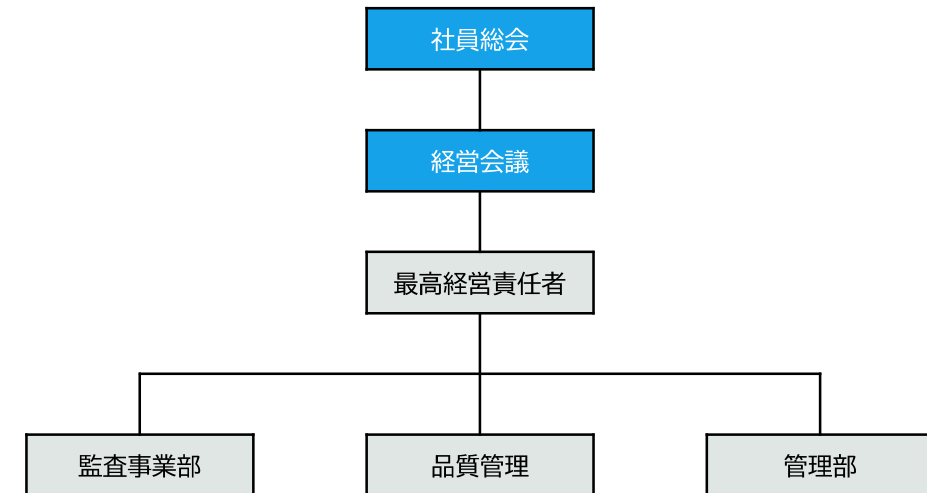
100%



02 組織・ガバナンス基盤

※文中における独立性を有する第三者の記載に関しては、2024年7月以降の運用事項を含んでおり、2024年6月末日においては、独立性を有する第三者の専任まで行っております。

① 組織図 (2024年6月末時点)



② 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人は、経営機関として社員総会及び経営会議を設けております。社員総会については法令及び定款に定める事項の決議機関として、経営会議はその他の経営の基本となる重要な事項の決議機関として定めております。社員総会及び経営会議の双方について全社員により構成されており、経営会議にはその他、独立性を有する第三者が参加することとしております。定期的に経営に関する重要な事項について活発な審議を行うことによって、実効的な経営機能・ガバナンスを確保しております。

③ 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方

当監査法人は、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者を選任し、主に経営会議への参加を通じて、その知見を活用する体制を構築しております。独立性を有する第三者は、当監査法人の規模や特性に応じて、上場会社のCFOとしての経験があり、またIPO経験のある人材を選任しております。なお、独立性に関する考え方としては、当監査法人と取引を行っていないことや、当監査法人の構成員と人的関係を有していないこと、その他の利害関係を有していないことを要件としております。

独立性を有する第三者は、下記の事項について助言・提言及び関与を行うこととしており、必要に応じて適宜コミュニケーションを行う体制を構築しております。

- ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

④ 非監査業務の提供の方針

当監査法人においては、非監査業務について、監査業務の品質向上に資すると判断する業務は、人的資源とのバランスを考慮したうえで受嘱しております。利益相反や独立性の懸念に対しては、受嘱に際して法令等及び日本公認会計士協会の定める倫理規則に照らした検討を行ったうえで、原則として品質管理責任者が承認することで対応しております。なお、原則として、監査クライアントに対する非監査業務の提供は行っておりません。

⑤ グローバルネットワークやグループとの関係

当監査法人は、パートナーズ・コンサルティング・グループの日本国内におけるネットワークに所属しております。ネットワーク・ファームにおいては、主に税務業務やファイナンシャルアドバイザーサービス等の提供を行っております。

当監査法人がネットワークに属する意義や目的は、ブランドやリソースの共有であり、各種業務委託契約の締結を実施しておりますが、その他会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼす契約の締結はありません。

また、他のネットワーク・ファームにおいては会計監査を行っておりません。したがって、会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼすリスクは、ネットワーク・ファームが行う業務提供等に基づく、利益相反や独立性の懸念以外に識別しておりません。ネットワーク・ファームにおける業務の提供を含め、原則として、監査クライアントに対する非監査業務の提供は行っておりませんが、当該利益相反や独立性の懸念に対しては、品質管理責任者が契約の締結状況を定期的にモニタリングすることで対応しております。

なお、ネットワークにおける意思決定について、当監査法人は参画しておりません。

組織・ガバナンス基盤に関するAQI

社員総会・経営会議の開催

社員総会 5 回 (内2回は書面決議)	経営会議 21 回 (内5回は書面決議)
----------------------------------	-----------------------------------

(2023年7月1日～2024年6月30日)

03 人的基盤

① 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士(有資格者)の区別

01 品質管理基盤 AQI：監査事務所の人員構成 をご参照ください。

なお、当監査法人においては、フルタイムの勤務形態を常勤、その他の勤務形態(業務委託、パート・アルバイトを含む。)を非常勤と定義しております。

② IT等の専門知識を持つ人材の確保状況

04 IT基盤 AQI：IT専門家数 をご参照ください。

③ 研修に対する方針、体制、実績

当監査法人においては、研修を以下の通りに区分したうえで品質管理において年次で研修計画を策定し、必要と認められる研修の指定、開発、提供を行っております。

- ・公認会計士向け法人指定研修
- ・法人企画研修(入社・契約開始時・定期・不定期)
- ・外部委託研修(不定期)

研修の受講状況については、品質管理において一元的に管理しており、また公認会計士法等に定める継続的専門能力開発制度(以下、「CPD」という。)の履修状況についても、非常勤の公認会計士を含め、管理を行っております。

研修の実績については、03 人的基盤AQI：CPDの履修達成率、専門要員の法人企画研修ラインナップ数、履修した研修に関するアンケート調査(公認会計士試験合格者・監査アシスタント向け) をご参照ください。

④ 人事に関する方針(採用方針、人事制度、人事評価等)

当監査法人においては、勤務形態が常勤である者を優先して採用する方針としており、非常勤の者については、当法人の業務への関与度合いを高められる者を優先して採用する方針としております。また、中途採用を軸としており、専門要員としての知識経験はもとより、職業的専門家としての向上心や好奇心、コミュニケーション力、経済性に偏らない社会性に富んだ意欲の有無等を総合的に勘案し、採用の可否を判定しております。

人事評価等については年次で実施しており、職業的専門家としての能力の保持・発揮を含む監査の品質管理に関する事項を最重要項目としたうえで、人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しております。

⑤ リソースの十分性

当監査法人においては、毎月の経営会議における社員及び職員の稼働状況のモニタリング、監査契約の新規の締結及び更新時におけるリソース確保の状況確認、各監査チームの業務執行社員が策定した年間配員計画を基礎とした配員表の策定とその継続的な見直し等の取り組みを通じ、監査業務を実施するためのリソースの十分性を確認しております。新たな人材の確保としては、最高経営責任者及び管理部門担当社員が中心となって、上場会社や上場準備会社への監査業務を提供するために必要となる専門要員の確保に努めております。

⑥ 兼業・副業を認める場合その方針(人材育成・確保に関する考え方を含む。)

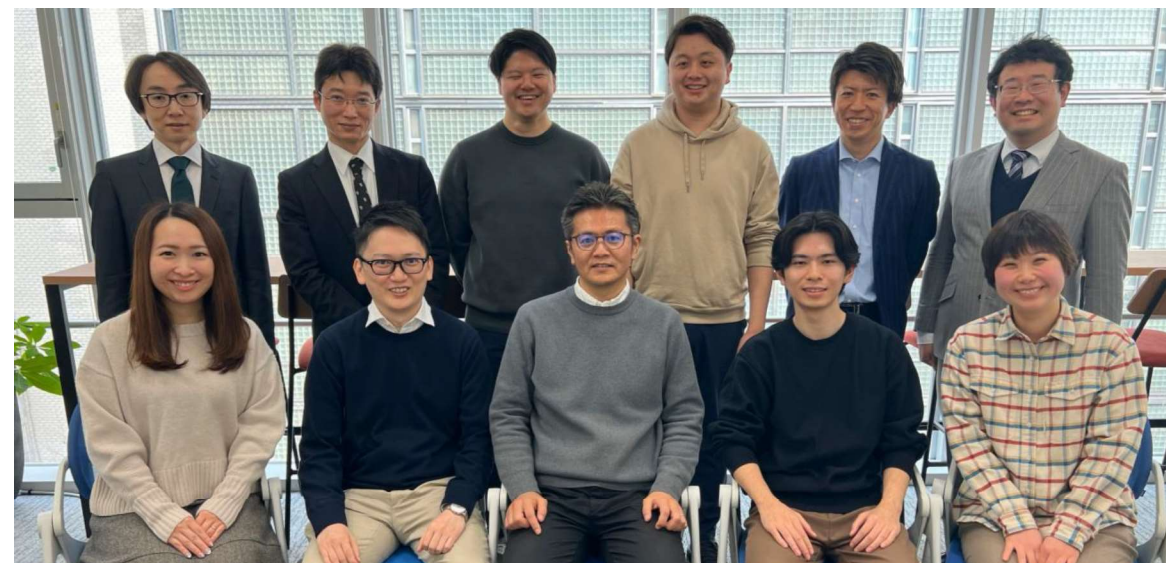
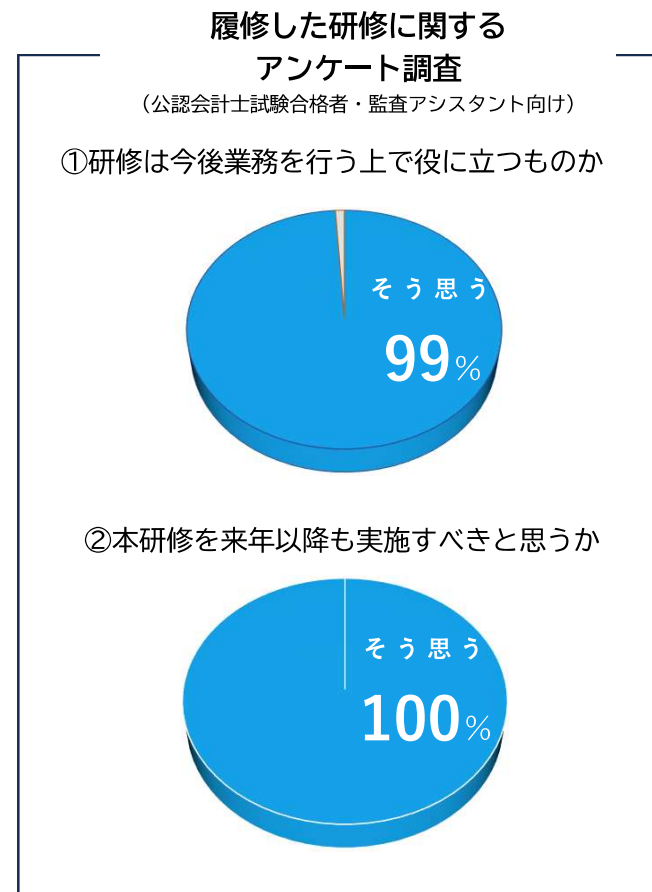
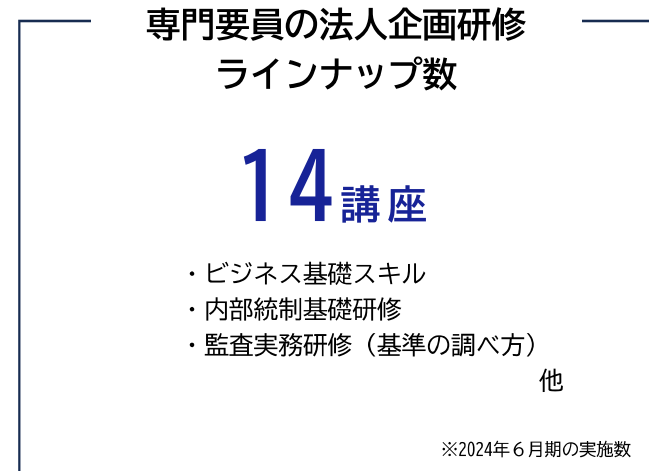
当監査法人においては、国の兼業・副業の促進に対する取り組みも踏まえ、人材の確保の観点からも、構成員に対して副業を認めております。社員及び常勤の職員については、人材の育成の観点からも監査法人の業務に専念することを前提に、社員については社員総会における決議によって、職員については個別に管理部門担当社員の承認を得ることとしております。主に業務委託者より構成される非常勤の職員は、他の業務を実施していることが前提となります。いずれの場合も、利益相反や独立性の懸念に対しては、研修を通じた周知や、定期的なチェックリストに基づく検討によって、対応しております。

なお、当監査法人においては、当監査法人の業務と同等の他の仕事を兼務することを兼業、兼業に該当しない他の仕事を兼務することを副業と定義しております。

⑦ 会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会の提供

当監査法人では専門要員に対して、適宜、非監査業務へのアサインや、ネットワーク・ファームへのクロスアサインを実施する等して、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会の提供に努めております。

■ 人的基盤に関するAQI

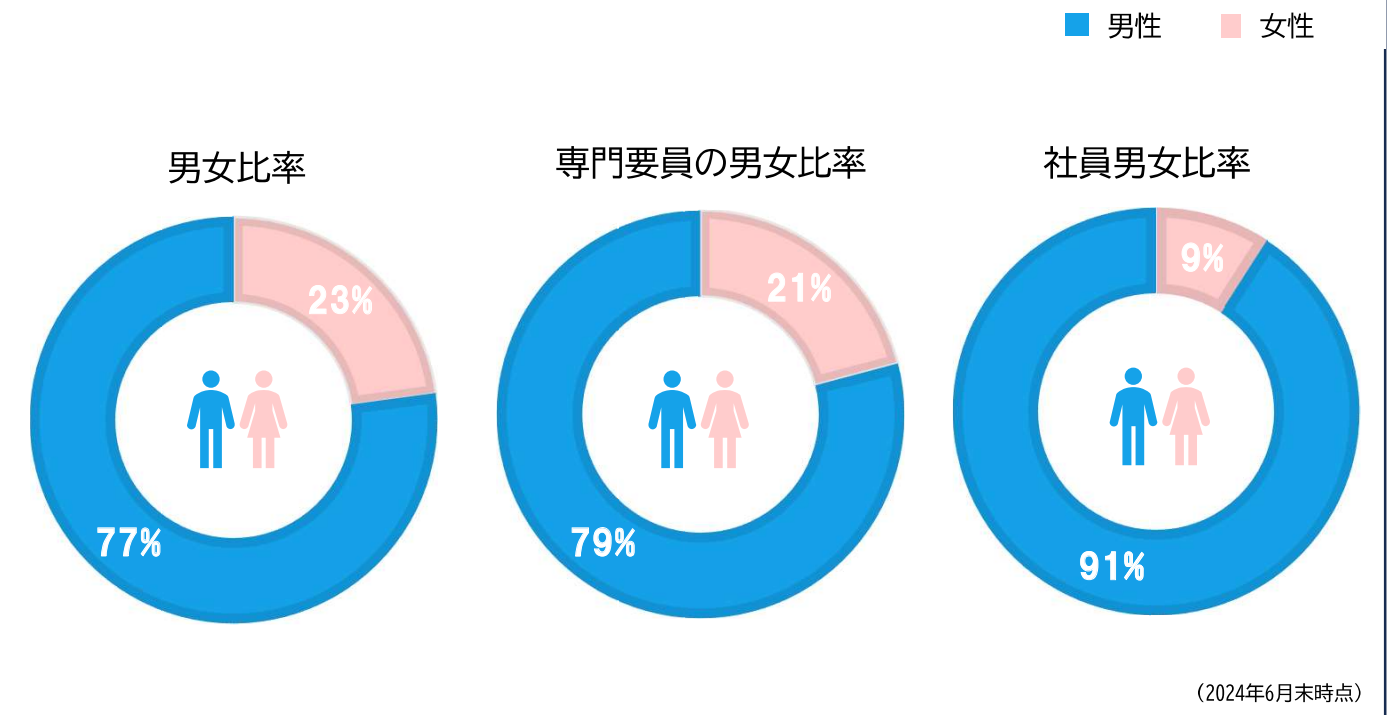


公認会計士以外の資格保有者数（主要なもの）

税理士	2名	公認情報システム監査人（CISA）	2名
公認内部監査人	1名	公認不正検査士	1名
米国公認会計士 (インアクティブを含む。)	2名		

※上記には非常勤の資格保有者を含んでおります。
(2024年6月末時点)

ダイバーシティ（男女比率）



04 IT基盤

① ITデジタル化に対する基本的な方針と現状

当監査法人では、電子監査調書システム及びサンプリングツールの導入を進めるとともに、テクノロジーの発展に即した監査の実効性及び効率性につながるIT基盤の実装化を情報セキュリティも考慮しつつ、管理部情報システム担当社員を中心に積極的に検討しております。

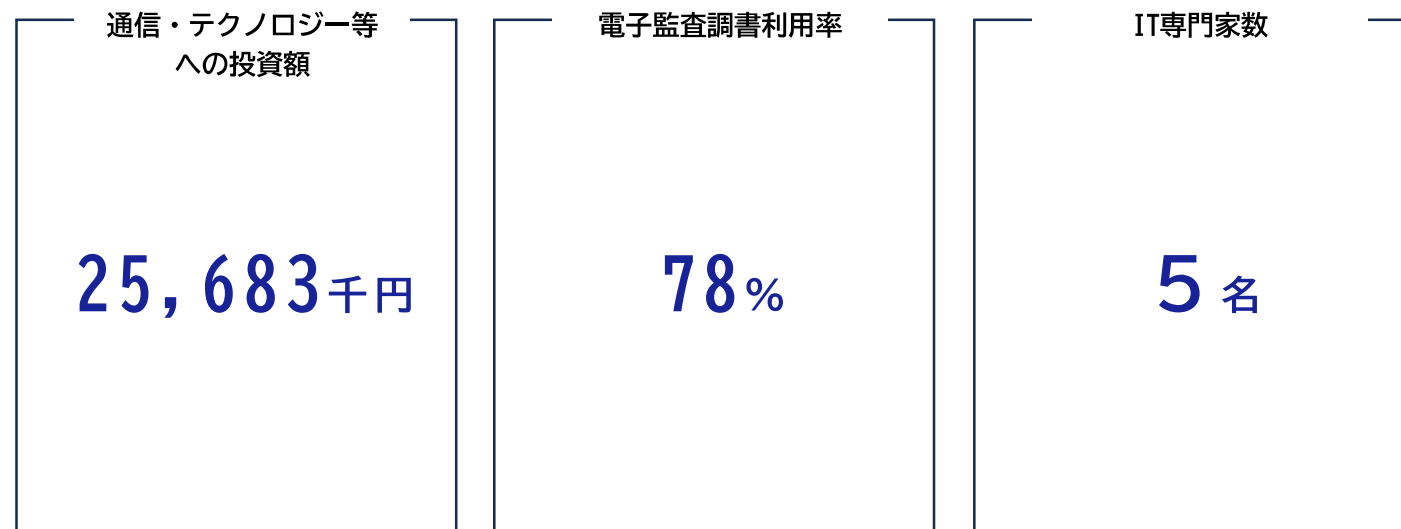
電子監査調書システムについては、2023年11月に導入を行い、上場会社及び上場準備会社の監査業務から順次導入を進めております。また、情報セキュリティの観点から、非常勤の職員を含む全専門要員に、データが残らないシンクライアントのノートPCを貸与し、当監査法人外へのデータの物理的な持ち出しを制限しております。その他年次での情報セキュリティ研修の受講、及び全専門要員から「情報セキュリティポリシー遵守状況報告」を回収する等して、情報セキュリティ意識の向上にも努めております。

② 今後の具体的な計画とその実行のための体制

テクノロジーの発展に伴って、被監査会社の事業活動に関するデータの種別及び量は、今後も増大していくと考えており、当監査法人の監査業務において取扱うデータも多様化及び大容量化していくことを想定しております。そして、監査手続自体も、データアナリティクスを始めとした内容に変化していくと考えられ、これに対応するIT基盤の構築、並びに当監査法人の役職員のITリテラシーの向上が要求されていくと認識しております。当監査法人では、これに向けて2026年6月期を目標に新たなIT基盤の検討を開始し、また役職員のITリテラシーの向上を図るため、データアナリティクスを含む研修の準備を進めております。

実行に際しては、管理部情報システム担当社員が各種情報を取りまとめ、経営会議において判断しております。

IT基盤に関するAQI (2024年6月末時点)



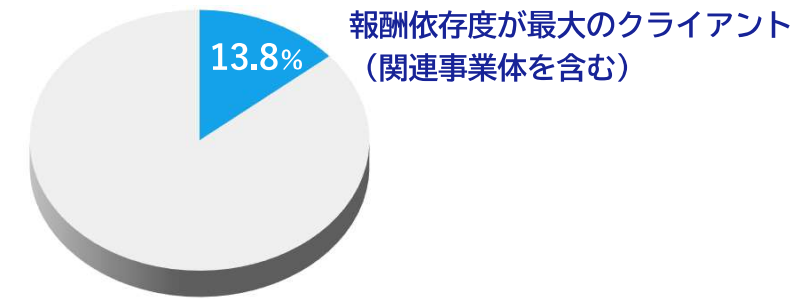
※IT専門家(非常勤の専門家を含む)の保有資格例は以下の通りです。
ISACA公認情報システム監査人(CISA)、独立行政法人 情報処理推進機構(IPA) 高度情報処理技術者(システム監査技術者等)、情報処理安全確保支援士、特定非営利活動法人 日本システム監査人協会(SAAJ) 公認システム監査人(CSA)

05 財務基盤

当監査法人は、特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤を確保するために、業務の多様化へ取り組んでおります。なお、特定の被監査会社への報酬依存度が15%を超える状況はありません。

財務基盤に関するAQI (2024年6月末時点)

報酬依存度の割合



財産の概況 (売上高の総額)

(単位：千円)

	2023年6月期	2024年6月期
監査証明業務	272,804	478,104
非監査証明業務 (監査受嘱前の引継・予備/期首残高調査に関する報酬を含む。)	101,416	58,041
合計	374,221	536,145

06 国際対応基盤

当監査法人は、海外駐在経験を有するパートナー、あるいは他の国籍を有したり、語学に堪能である専門要員、駐在等の海外勤務経験者が複数名在籍しており、海外子会社等を有する被監査会社への監査や、海外のアカウントティングファームからのインストラクション対応等を実施しております。但し、海外にしっかりと関係を構築した拠点を有しておらず、また提携先のネットワーク・ファーム等がありませんので、海外取引を主業としている会社や、重要な海外子会社等を有する会社への監査業務の提供は、慎重に判断しております。

今後、グローバル化の加速に伴う市場からのニーズや、弊法人の監査クライアントの海外展開の状況等を考慮し、国際対応が必要となる状況に備えた適切な投資と準備を行って参ります。

別紙. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

※本報告書は公認会計士法施行規則第95条及び第96条の適用前に作成されたドライラン版であり、監査法人のガバナンス・コードの適用状況については、適用開始日（2024年7月1日）の前日における整備の状況を記載しております。

原則／指針	原則／指針の内容	記載箇所	該当項
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	II-01品質管理基盤 ①品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等	P7
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	I-01監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ	P3
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	II-01品質管理基盤 ①品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等 II-03人的基盤 ④人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）	P7 P14
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	II-01品質管理基盤 ⑩開放的な組織文化・風土の醸成 II-01品質管理基盤 AQI 監査事務所内の監査品質に関する意識調査	P8 P10
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	II-02組織・ガバナンス基盤 ④非監査業務の提供の方針、⑤グローバルネットワークやグループとの関係 II-03人的基盤 ⑥兼業・副業を認める場合その方針（人材育成・確保に関する考え方を含む。）	P13 P14
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	II-02組織・ガバナンス基盤 ⑤グローバルネットワークやグループとの関係	P13

原則／指針	原則の内容	記載箇所	該当項
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	II-02組織・ガバナンス基盤 ②組織・ガバナンスに対する基本的な方針、③独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方	P12
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	II-01品質管理基盤 II-01品質管理基盤 ⑪その他の取り組み II-03人的基盤 ③研修に対する方針、体制、実績、④人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等） II-04IT基盤 ①ITデジタル化に対する基本的な方針と現状	P7-11 P8 P14 P17
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	II-01品質管理基盤 AQI 監査事務所の人員構成 II-02組織・ガバナンス基盤	P9 P12-13

原則／ 指針	原則の内容	記載箇所	該当項
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	II-02組織・ガバナンス基盤 ②組織・ガバナンスに対する基本的な方針③、独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方	P12
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	II-02組織・ガバナンス基盤 ③独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方	P12
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	II-02組織・ガバナンス基盤 ③独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方	P12
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	II-02組織・ガバナンス基盤 ②組織・ガバナンスに対する基本的な方針、③独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方	P12

原則／ 指針	原則の内容	記載箇所	該当項
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	II-01品質管理基盤 ①品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等、⑩開放的な組織文化・風土の醸成	P7、8
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	II-03人的基盤 ④人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）	P14
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向等を含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	II-01品質管理基盤 ①品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等 II-03人的基盤 ⑤リソースの十分性 II-03人的基盤 ⑦会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会の提供 II-03人的基盤 ⑤リソースの十分性 II-03人的基盤 ③研修に対する方針、体制、実績	P7、14 P14 P14 P14
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	II-01品質管理基盤 ⑪その他の取り組み	P8
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	II-01品質管理基盤 ⑨通報制度	P8

原則／指針	原則の内容	記載箇所	該当項
原則5	監査法人は、本原則の適用状況等について、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当監査法人は、本原則の適用状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みを記載した監査品質のマネジメントに関する年次報告書について、ホームページ上で公表いたします。 ※なお、監査品質のマネジメントに関する年次報告書（2025年6月正式版）は2025年12月に公表予定となります。	-
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	II-01品質管理基盤 ①品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等 I-01監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ 監査品質のマネジメントに関する年次報告書（2024年6月ドライラン版）本編 II-01品質管理基盤 II-02組織・ガバナンス II-02組織・ガバナンス基盤 ③独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方 II-02組織・ガバナンス基盤 ④非監査業務の提供の方針、⑤グローバルネットワークやグループとの関係 II-04IT基盤 ①ITデジタル化に対する基本的な方針と現状	P7 P3 P7-11 P12-13 P12 P13 P17

原則／指針	原則の内容	記載箇所	該当項
5-2	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	II-03人的基盤 II-05財務基盤 II-06国際対応基盤 II-01品質管理基盤 ①品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等	P14-16 P18 P18 P7
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	II-02組織・ガバナンス基盤 ⑤グローバルネットワークやグループとの関係	P13
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組み等について、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	II-01品質管理基盤 ⑩その他の取り組み	P8
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	II-01品質管理基盤 ①品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等	P7

原則／ 指針	原則の内容	記載箇所	該当項
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況等の評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	II-01品質管理基盤 ①品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等、②その他の取り組み	P7、8



<https://partners-sg.jp/>

